

## 学校法人会計説明資料

### (1) 学校法人会計の特徴と企業会計との相違

学校法人の目的は、学校を運営し教育活動を健全に遂行することにあります。学校法人会計は、このような学校法人の特性を踏まえ、永続的に教育研究活動を行なうために必要な校地・校舎等の基本財産の維持や、長期にわたる収入と支出の均衡状況について確認できるようになっています。

一方、企業は利益の追求を目的とするため、その会計は、営利目的の事業活動の成果と財政状態を利害関係者に開示するところであり、そのために必要な財務諸表が作成されています。

### (2) 計算書類

国または地方公共団体から経常費補助金の交付を受けている学校法人は、文部科学大臣の定める会計処理のルール（学校法人会計基準）に従って計算書類を作成することが義務づけられています（私立学校振興助成法第14条）。

作成する計算書類は、次のとおりです。

#### ① 資金収支計算書

当該会計年度（4月1日～翌年3月31日）に行った教育研究等の諸活動に対応する全ての資金の動きを記録することによって、当該年度の収入と支出の内容と、支払資金（現金及びいつでも引き出せる預貯金）の顛末を明らかにするものです。

#### ② 事業活動収支計算書

当該事業年度の学校法人の3つの活動（a教育活動 b教育活動以外の経常的な活動 cそれ以外の活動）に対応する事業活動収入および事業活動支出の内容と均衡を明らかにし、基本金組入前の当年度収支差額と、基本金組入後の当年度収支差額を表示させることで、学校法人全体の経営状況を表すものです。

#### ③ 貸借対照表

一定時点（本学は3月31日）における資産、負債、基本金、収支差額を記載し、学校法人の財政状況（ストック）を明らかにしています。

### (3) 基本金

基本金とは、学校法人会計独特の概念で、企業会計における資本金と異なり、学校法人の資産維持のため継続保持されるものであり、教育の用に供する固定資産等の増加に伴い事業活動収入から組み入れられなければならないものです。